

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年11月22日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
瀬戸内海区水産研究所長 生田 和正

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 瀬戸内海区水産研究所伯方島庁舎ろ過槽ろ過材交換業務
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成31年 3月15日
- (4) 履行場所 愛媛県今治市伯方町木浦甲2780  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
瀬戸内海区水産研究所 伯方島庁舎
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「建物管理等各種保守管理」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書の交付を受けること。入札書様式、委任状様式等）
- ① 直接交付  
広島県廿日市市丸石2-17-5  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
瀬戸内海区水産研究所  
業務推進部業務管理課用度係  
電話 0829-55-3645  
FAX 0829-54-1216
- ② 宅配便着払いによる交付  
任意書式に「瀬戸内海区水産研究所伯方島庁舎ろ過槽ろ過材交換業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付  
任意書式に「瀬戸内海区水産研究所伯方島庁舎ろ過槽ろ過材交換業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、平成30年11月29日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日まで

の質をとりまめ、回答は入札説明書受領者全員に対し、  
 行うととも、当機構のホムページにて公表することによ  
 り入札説明会に代える。質疑が発生した場合も随時受け付け、  
 同様に、対応する。内容に個人に関する情報であって特定の個  
 人を識別し得る記述がある場合は、当該箇所を伏せ  
 害する当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答すること  
 がある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所  
 平成30年12月10日 14時00分  
 広島県廿日市市丸石2-17-5  
 国立研究開発法人水産研究・教育機構  
 瀬戸内海区水産研究所 会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所  
 平成30年12月10日 12時00分  
 3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
 免除。
- (3) 入札の無効  
 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否  
 要。
- (5) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
 次の①及び②いずれにも該当する契約先  
 ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること  
 ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
 ※注2  
 なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。  
 ※注2  
 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
 ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
 ② 当機構との間の取引高  
 ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
 ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
 ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
 ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については

原則として93日以内)

(5) その他  
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているので、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。また、ご了知願います。

#### 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: [http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf))をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業務仕様書

1. 件名 瀬戸内海区水産研究所伯方島庁舎ろ過槽ろ過材交換業務
2. 業務目的 本業務は、瀬戸内海区水産研究所伯方島庁舎のろ過槽（2基）（資産番号 GSHK030）のろ過材の交換及び洗浄を行い、飼育試験等用海水ろ過機能の維持を図ることを目的とする。
3. 業務場所 愛媛県今治市伯方町木浦甲 2780  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
瀬戸内海区水産研究所 伯方島庁舎
4. 履行期限 平成31年 3月15日（作業は2月15日までにを行うこと）
5. 業務内容
  - 1) ろ過槽（4×4m）2基分のろ過砂及び支持砂利を搬出する。現在設置されているろ過砂及び支持砂利の規格等はろ過槽上部から以下のとおりである。
    - ① ろ過砂（水道用基準ろ砂）  
有効径=0.6 mm, 均等係数 1.4 層高=600 mm, 数量 19.2 m<sup>3</sup>
    - ② 支持砂利-1 有効径=2~4 mm, 層高=50 mm, 数量 1.6 m<sup>3</sup>
    - ③ 支持砂利-2 有効径=4~7 mm, 層高=50 mm, 数量 1.6 m<sup>3</sup>
    - ④ 支持砂利-3 有効径=7~12 mm, 層高=50 mm, 数量 1.6 m<sup>3</sup>
    - ⑤ 支持砂利-4 有効径=12~20 mm, 層高=50 mm, 数量 1.6 m<sup>3</sup>
  - 2) 搬出したろ過砂、支持砂利は撤去し、産業廃棄物として処分すること。  
上記履行期限までにマニフェストを提出すること。
  - 3) ろ過槽内の高圧洗浄、フィルターブロックの点検を行い、担当職員の確認を得ること。
  - 4) 新たにろ過砂、支持砂利を設置する。新規のろ過砂等は請負者が調達し、設置すること。調達したろ過砂は、当所構内へ搬入する前に

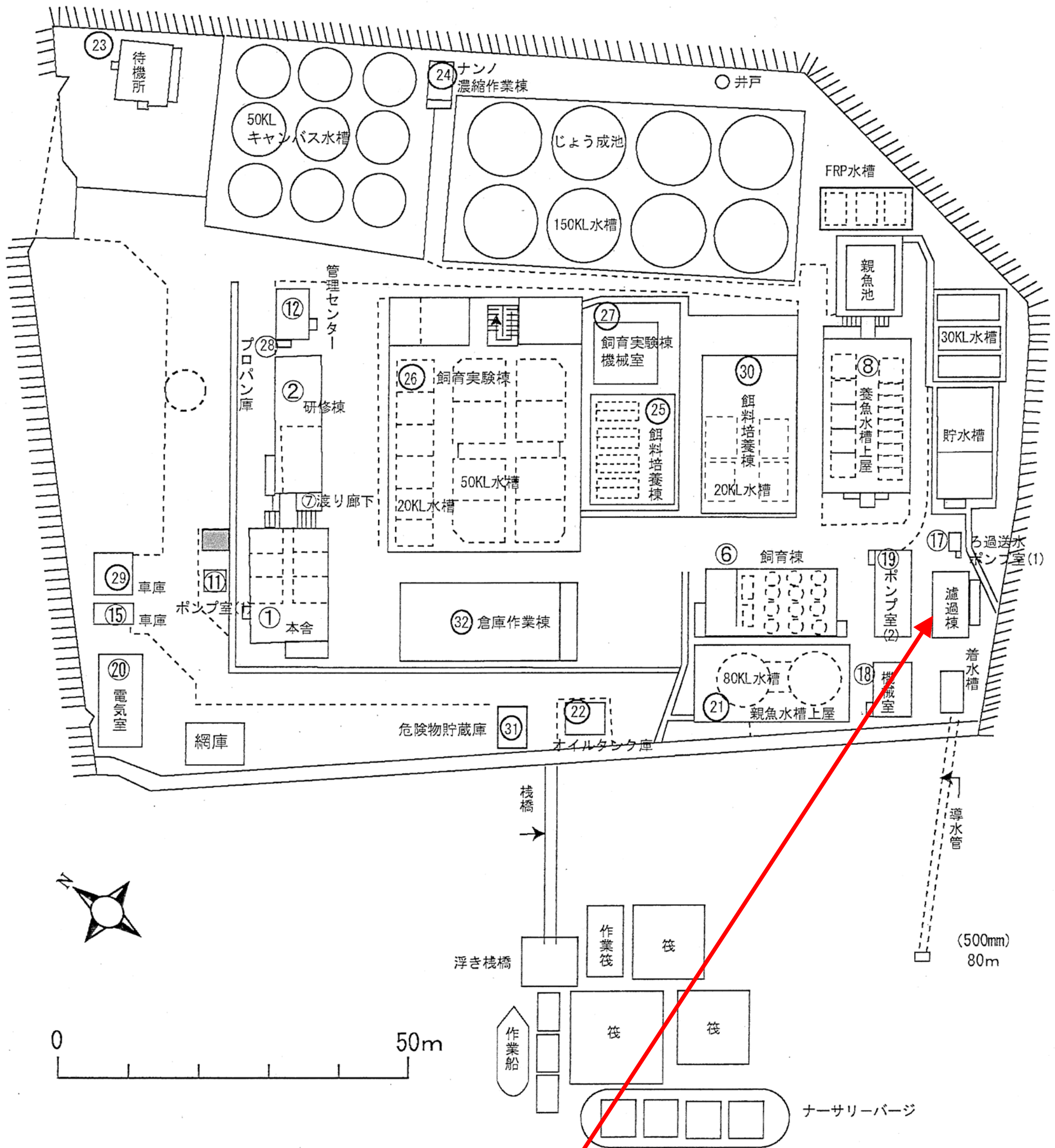
現物を見せて担当職員の確認を受けること。

- 5) 施設内では魚類を飼育しているため、ろ過砂等の交換にあたっては毎日の業務終了時にはろ過海水が取水できるよう、ろ過槽は1槽ずつ交換する作業工程とすること。
- 6) ろ過砂等交換の後は、逆洗等の作業を実施して海水を正常にろ過することの確認を行うこと。
- 7) 各作業工程において写真を撮影し、業務完了とともに点検結果を含めた報告書を2部提出すること。

6. 特記事項 1) 契約締結後、速やかに工程表を提出すること。

7. その他
- 1) 取水ポンプの停止、運転等を行う場合は、担当職員と十分打合せを行い指示に従うこと。
  - 2) 以下の場合は速やかに担当職員に報告し、指示を仰ぐこと。
    - ①ろ過槽の点検で異常が見つかった場合。
    - ②作業中、異常もしくは当所設備への損害が生じた場合
  - 3) 本業務に必要な器具類及びその他雑材等は請負者が用意すること。
  - 4) 作業中は、庁舎近隣民家に対する騒音、通行の便に十分配慮し迷惑をかけないように努めること。
  - 5) 構内及び設備等に損害を与えることのないよう、細心の注意を払うこと。
  - 6) 本業務で発生した廃材等は、構外へ搬出し関係法令に従い適切に処理すること。
  - 7) 本業務を実施するにあたり、公的機関等への届出が必要となる場合は、これを代行すること。
  - 8) 詳細については担当職員の指示に従うこと。

# 伯方島庁舎施設配置図



ろ過槽ろ過材交換業務履行場所